

「始メニ領主アリキ」?

— „Aller Anfang ist schwer,“ Karl Marx —

田 中 正 義

一、学説史的回顧(粗描)、問題の所在

嘗て前世紀末葉一八八三年、フレドリク・シイボウムは、その生涯の代表的著作に序して、「拙論は、「アングロウ・サクソンの移住以後の」イングランドの経済史が、一般人民大衆の『自由』を以て開始せられたか、それとも彼等の『隷属』を以て開始せられたか、……と云う今日猶未解決の問題を解決せんと努めることに依って、イングランドの経済史をその起始に於て正しい発展軌道に定置せしめんとする試みにほかならない」と曰つて、抑々アングロウ・サクソンの移住以来「イングランドに生ぜる経済的進化の性質に關し史家の執る所の見解は根本的に右の問に対する答如何に懸っている」旨いみじくも指摘する所があつた。⁽¹⁾而して彼自身はと言えば、周知のように、イングランド経済史の出発点を、アングロウ・サクソンの支配下農村人口のmana領主権への一般的な隷属の状態——彼に従えば、イン

「始メニ領主アリキ」?

グランド農村の一般大衆が夫れから解放されるために実に一千年の長きに亘るイングランド経済の進化を要した所の——に求め、斯くしてマナ領主権下に隷属の状態に在る村落共同体の發展過程を前記著作を通じて具さに叙述したのであった。彼の所説には、その後、メイトランド⁽²⁾、ヴィノグラード⁽³⁾に依り、それぞれ独自の仕方で批判が加えられた。而して、これら両者にいま一般的に代表せられる所謂ゲルマニスト的立場は、最近年に至ってステンタンの畢生の名著に於て、「イングランド社会史の出発点を形成するものはマナに非ずして、自由農民の共同体である」として、「オウルドーイングランドの社会【『ノルマン征服』(一〇六六)に至る迄の『移住』以来のアングロウ・サクソンの社会】の發展の基本路線は、当初、彼等と王との間に如何なる領主の介在をも容認せざる(王以外の如何なる者にも従属することなき)自由民に依り本質的に構成せられていた農民層が、次第に経済的人格の独立を喪失していった過程として、叙述され得るであろう」と云う形で、ひとたび定式化せられたのであるが、然し乍ら、嘗て一九二〇年代迄の今世紀初頭の時点でゲオルク・フォン・ペロウがドイツ太古代 *die deutsche Urzeit* に関する其の研究史の回顧において到達せる所とは凡そ対蹠的に、今やステンタン亡きあと、今日においては再びまたシイボウムの立場——即ち所謂ロマニスト的立場の復興の機運が漸く顕著である。例えば、目下進行中の企画——『ケイムブリヂ農業史』の最近刊・第一巻第二部(一九七二)において、一九五六年以来本叢書の総編輯者の地位に在るフィンバグは、自ら『一〇四二年迄のアングロウ・サクソン・イングランド』を分担執筆しているが、其の『移住』直後のアングロウ・サクソンの社会状態を扱える第二章『第七世紀のイングランド社会』の結びに於て、彼は、「争う余地なき明白なる証拠に依つて、われわれは、否応なしに、第七世紀のイングランド農村を、直接的には一部奴隷に依り一部隷属的な祖先を有つ保有農に依り耕作される所の直轄領を有する、奴隷主的貴族層が主として支配する所の社会【今日一部ド

イソ學者の謂う所の「Adelsherrschaft, 体制の社会」⁽⁶⁾と考へざるを得ないのである。独立的自治的な農村共同体に關する積極的証拠は之を如何に探索してみても所詮徒勞に終るのである。」と断定してゐる。

本小論において筆者の意図する所は、アングロウーサソンの移住時一般に農民は果して土地所有者 Eigentümer なりしや、將又土地保有者 Besitzer なりしや、を、いま斯くの如き小稿の許容する範圍内で見定めることに依つて、右の問題の解明にさなやかなる寄与を果さんとすべし、即ち是れである。

- (1) Frederic Seebohm, *The English Village Community* (London, 1883; 4th ed., 1890), p. ix.
- (2) F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (Cambridge, 1897), especially Essay II: *England before the Conquest*.
- (3) Paul Vinogradoff, *Villainage in England* (Oxford, 1892); *idem*, *The Growth of the Manor* (London, 1905; 2nd ed., 1911); *idem*, *English Society in the Eleventh Century* (Oxford, 1908).
- (4) F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943; 3rd ed., 1971), pp. 314, 470.
- (5) Georg von Below, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters in ihren Grundzügen*, hrsg. v. Friedrich Lütge (Jena, 1937), SS. 1-2.
- (6) *The Agrarian History of England and Wales*, Vol. I, ii, ed. H. P. R. Finberg (Cambridge, 1972), 'Anglo-Saxon England to 1042,' written by Finberg, p. 448.

II' ceort, gebur, gafolgelda の歴史的に經過的性格

古代英語で一般に農民を意味する語として、まず *ceort* ⁽⁷⁾がある。このチエオルルなる語には、ひろく奴隷に対する(一)奴隷に非ざる者と云う意味での(二)自由民、一般を表わす用法もあり、また、成人男子、夫を表わす用法もある

「始メニ領主アリキ」?

一一四

が、なによりもまず、それは、最下層の自由民、田舎者、百姓、農夫を意味しており、通常羅匈語では *homo liber, rusticus, colonus* がこれに当る⁽⁸⁾。

チェオルルが、土地保有者である場合のあることは、事実である。例えば、第九世紀以降全イングランドを「統一」すべき初期アングロウ・サクソン時代の『七王国』Heptarchy のひとつウェシクス Wessex 王国における最初の成文法——こののち後期アングロウ・サクソン時代の代々の王の立法の基礎となるところの、イネ Ine (r. 688~725) 王の法典(六八八—六九四)⁽⁹⁾でさえ、元来その王の法典(八八六—八九〇)の附録の形で copy されて今日われわれに伝わっている、かの有名なるアルフレド Alfred (r. 871~900) 「大王」が、当時イングランドに侵入しつつあった北ゲルマンのデイン人 Danes の首長グズルム Guthrum (d. 890) との間に、彼のロンドン恢復(八八六)後、締結せる協定『アルフレドとグズルムとの平和』*Alfredas and Gyfyrmas Friþ* (八八六—八九〇)の第二条には、次のごとくある。

『更に、何者かが殺害せられんか、われわれ(アルフレド並びにグズルム) 兩人は、厳密に、イングリッシュとデインとを「その人命補償金の金額に於て」同額に、即ち八馬克半「の重量」の純金に於て、評価すべし。但、其の際、ガヴォルランドを占有するチェオルルと、彼等の(—デインの)解放奴隷とは、之を除く。此等両者はまた同額に、即ち共に「人命金」二百銀^{シリング}志に於て評価せらるべし。』⁽¹¹⁾

右の記述中、「ガヴォルランドを占有するチェオルル」(*ceort þe on gafollande sit*) に関しては、従来、種々様々なる解釈が施され、例えばヴィノグラードフは一九〇五年、この場合のチェオルルを以て依然土地所有者としての一般自由民、またガヴォルランドを、王に公租としてのガヴォルを納付する義務を負ぶるも、チェオルル自身の所有権

に於て彼に占有されている所の土地、として把握したが、ステンタンは前記大著の初版(一九四三)このかた、彼自身と基本的にはゲルマニストの立場を同じくする先人ヴィノグラードフの右の所説を斥けつつ、此の場合のチェオルルが自由民(―奴隷に非ずと云う意味以上、積極的なる意味に於て)であることはこれを認めながらも、猶且つそのガヴォルを公租ならざる地代として把握することに依つて、このチェオルルが、領主より地代給付の条件下に一定の土地を借り受けている、法的には自由にして経済的には従属的なる農民であるとした。⁽¹³⁾ 筆者は、此の場合のチェオルル、解釈に関する限り、一応後者の見解に与したいと思う。

いったい、ガヴォルなる語は、元来、オウルド・イングリシュの動詞、*gifan* (「与える」の意)の名詞形で、租、貢物、地代、利子、を意味し、通常羅匈語では *vectigal, tributum, census, usura* に依つて表わされるが、初期の法的陳述史料に此の語が現われる場合、まず、それが公的な貢租を意味するか、それとも土地保有者に依り土地所有者に支払わらるべき私的な地代を意味するか、判然としない場合が多い。然し乍ら此の『アルフレドとグズルムとの平和』に於ける「ガヴォルランドを占有するチェオルル」の場合のガヴォルは、まさしく地代であると考えられるのであつて、此の場合の土地所有者ならざる土地保有者としてのチェオルルは、右の『平和』文書より約半世紀後ほば九五〇年頃の一貴族の寡婦ウィンフレド *Wynflæd* の遺言状に出で来たる *gebur* なるものと同様の性格を有するものであると思われる。即ち、後者には、其処に次のごとき一節が読まれるのである。

『而して、チナク *Chinnock* (*Somerset*) の所領に關しては、「おそらく遺言者が俗人院長たる」⁽¹⁴⁾ シャアフツベリ *Shafesbury* (*Dorset*) の尼僧院の姉妹たちが彼女(ウィンフレド)亡きあと、それを所有す。而して其の際〔当所領に存する所の〕経営資本(家畜・種子等)並びに人間(奴隷)は、彼女之を所有(―彼女の子孫のために之を留保)す。

かくして、彼女は当尼僧院の姉妹たちに、ガヴォルランドを占有するイエブウルどもを譲渡することとなるべし。⁽¹⁶⁾』
見らるる如く、此の場合の「ガヴォルランドを占有するイエブウルども」(Para gebura pe on Pam gafollande sitta)が、いま隷属的な土地保有者であることは、彼等が領主に依る所領の遺贈と共に土地に結び付けられて(—まゝ) glebae adscriptio, Schollengebundenheit の状態に於て!)譲渡さるべき存在と看做されている所よりして、明白である。

抑々イエブウル gebura は、古代英語では一般に、住人、農夫、百姓、田舎者の意味を有し、夫れが前記チエオルルとほぼ同じ意味の語であることは疑いを容れない。然し乍ら、斯かる普通名詞のその時々時代の歴史的な意味含蓄に到つては、是れを如何に捕捉するかの点に於て、在来研究者たちは屢々蹉跌を繰返してきている、と筆者には判断される。即ち、ヴィノグラードフは、イエブウルがアングロウーサクソンの移住当初より宛かも隷属的な農民であつたかのごとく曰い、⁽¹⁸⁾ステンタンもこのたびは彼の師に同調しているが、夫れのみか、かのチヨリフ——その独自の立場より一般に法の前に於ける血族の連帯責任なるテウタン民族共通の理念を枢軸に初期アングロウーサクソン社会に於ける血縁的紐帯の意義を強調して、或る意味で前二者以上にゲルマニストたるチヨリフすら、⁽²⁰⁾初期の時代よりイエブウルの中に「土地・経営資本に対する無所有の請負人」の性格を認めているのであつて、此の様な見方こそは、シイボウムまた彼以後「始めに領主ありき」の立場を固執する最大のロマニストたるチャドゥウイクのイエブウル観と正に揆を一にしており、洵に以て奇妙なことと言わねばならない。⁽²¹⁾——筆者は、後述する如く、初期のイエブウルに限つて言えば、彼等は元来小土地所有の自由農民であつたと考える者であるが、然し乍ら右の『アルフレドとグズルムとの平和』やウインフレドの遺言状の出現した第九、第十世紀といった後期アングロウーサクソン時代の段階に於

ては、隷屬的な土地保有農民も其処に存在したことを認めるのに聊かも吝かではない者である。⁽²²⁾

以上、チェオルルが土地保有者である場合のことを、少しく、実証したわけであるが、然しながら、チェオルルはつねに土地保有者であるとは限らないことも亦慥かである。彼は、土地所有者である場合が存するのである。

このことは、いま、彼のガヴォルが彼が領主に対して給付する所の私的な地代ではなく王に対して納める所の公共的な貢租である場合の存することに依つて、瞭らかならしめられるであろう。

第七世紀末のウェシクス王国の社会状態を一定の条件の下に、多かれ少なかれ反映していると考えられる前記イネ王法典には、明示的にチェオルルに関して述べられた規定は、すべて八章あり（第十八章、第三十章、第三十四章第一條、第三十七章、第四十章、第四十二章、第五十一章、第六十章）、そのほか「誰かが……」という形で事実上チェオルルに就いて述べられていると認められる規定（第五十章）、又「夫」の意味でのチェオルルに関する規定と考えられるもの（第三十八章、第五十七章）等が存するが、此のイネ王法典をその基礎として成立したと推定される前記アルフレド王法典には、その第三十九章に次のごとき規定が見出される。

『若し誰かがチェオルル身分の者の家にて争闘したるときは、「彼は」六銀志を以て当該チェオルルを補償すべし』⁽²³⁾

右の規定は、いま、イネ王法典第六章第三條の次のごとき規定、

『更に、若し「誰かが」ガヴォルゲルダの家にて、或ひはイエブウル(24)の「家」にて争闘したるときは、「彼は」百弍拾銀志を科料として「王に」支払ふべく、而して当該イエブウルに六銀志(25)「の補償金を支払ふべし」』。

と云う規定と、そこに何らかの関連の存することは一見何人の眼にも瞭らかなる所であろう。その場合、此のイネ王

法典に於てイエブウルと並記されているガヴォルゲルダ *gafolgelda* の *gelda* は、オウルド・イングリシユの動詞 *'galdan'* (「支払う」・「納める」・「差出す」の意) より出で、ガヴォルゲルダは字義通りにはガヴォルを支払う人の謂であるが、夫れが果して *'rent-payer'* なりや、將又 *'taxpayer'* なりやを繞つて実は今日に至るまで諸説紛々たるものがあるのである。と云うのは、シイボウムを始めチャドゥウイク・ロイン・フィンバアグラのロマニステンは、これを *'rent-payer'* と解し、ウイノグラードフを始めアテンバララのゲルマニステンは、これを *'taxpayer'* と解するのであるが、その際奇妙なことにはチヨリフ・ステンタンのごとき元來ゲルマニストの立場を堅持する者迄がロマニステンのシイボウム・チャドゥウイクに同調してガヴォルゲルダを以て *'rent-payer'* なりと主張しているからである。

然し乍ら、筆者は、此の場合の *'gafol'* はいま飽くまで *'rent'* ではなく *'tax'* でなければならぬと考える。

いったい、このガヴォルゲルダなる名辭は、アングロウ・サクソンの代々の王の法典中に於て此のイネ王法典以外には全く之を見出すことを得ず、恐らくイネ王時代以後公的な記録に於て用いられることがなかったと思われるのであるが、イネ王法典では、右の第六章第三条のほか、いま一度、第二十三章第三条に、

『ウエイルズ人のガヴォルゲルダは百式拾銀志〔の人命金に依る生命の保障を有し〕、彼の息子〔は〕、百〔銀志の人命金を有す〕。』

として、本来のアングロウ・サクソンの夫れならざる、もとケルト系ブリトン人 Britons たる被征服民の夫れの形で現われるのである。その場合、斯かるウエイルズ人 Welsh のガヴォルゲルダが一般のウエイルズ人とは異なりアングロウ・サクソンの征服に依つても奴隷化されることなく、その本来の自由民の状態の儘でいまウェシクス王に遇

せられていることは、彼等が、アングロウーサクソンの自由民同様、人命金 (OE *wer, wer-gild*) 取得の権利を認められている所から一点の疑義も存しないが、⁽³⁴⁾ その際われわれの特に注目すべきは、同じイネ王法典第三十二章に別に次の如き規定の存することであろう。すなわち、

『いま若し或るウェイルズ人にして「一」ハイドの土地を占有するときは、彼の人命金は百式拾銀志。されど、若し彼にして半「ハイドの土地」を占有するときは、「彼の人命金は」八拾銀志。又若し彼にして如何なる「土地」をも占有せざるときは、「彼の人命金は」六拾銀志。』

由是觀之、ウェイルズ人のガヴォルゲルダたちまた、アングロウーサクソンの自由民の典型的且つ通例的な占有地としてのかのハイド *hide* (OE *hid, huns, hrispe*)⁽³⁶⁾ の占有者であつたであろうことが推断されるのである。

なお、今われわれの当面对象としている第七世紀といつた初期の時代より遙か後世の法的陳述史料に属するものであるとはいへ、今日アングロウーサクソン時代の法的身分に関するわれわれの知識のそのものに負う所真に多大なる、第十一世紀初葉恐らくも一〇〇二—二三年の間ヨーク York の大司教たりしウルフスタン Wulfstan に依つて編纂せられたと推定される私的編纂物中に見出される所の、五つのテキストの中の一つ『北部イングランド人民法』 (Northsota Laga) に、次のごとく規定されていることは、又以て上乗のわれわれの推理を *justice* するものと言ふことを得るのである。

第七章『而して若し或るウェイルズ人にして、「一」ハイドの土地を占有し、キュニングスーガヴォルを供出し得るほど爾く「富み」栄えんか、そのとき彼の人命金は百式拾銀志たるべし。』

第七章第一条『而して、若し彼 (或るウェイルズ人) にして「その致富」繁栄」半ハイドに及ぶに止まらんか、そ

「始メニ領主アリキ」?

のとき、彼の人命金は八拾銀志〔とせらるべきなり〕。』

第八章『而して若し彼にして如何なる土地をも占有せず、而も〔身分上〕自由なりとせんか、ひと（殺人者）は彼の「生命の」ために七拾銀志を以て補償する所あるべし。』

右の諸規定は、本来ウェイルズ人に就いてそのいわゆる、*thriving*（身分的上昇・転化）に関し規定するものであるが、土地なき *landless* 自由民の人命金の額に於て些少の齟齬が認められる以外には、見らるる通りイネ王法典第三十二章の規定とその実質的内容に於て殆ど相異する所がない。その場合、一ハイドの土地の占有者であるウェイルズ人のガヴォルゲルダの供出する所のものとされるキュニングス・ガヴォル *cyninges gafol* というのは、本来その意味「王のガヴォル」すなわち「王へのガヴォル」であるが、斯かる表現は、既にメイトランドも指摘しているように、⁽³⁹⁾必ずしも即自的に、そのものが公共的な貢租 *vectigalia publica, public tribute, nationale Abgabe* であること、いま *Grundherr* としての王に給付せらるる地代に非ざること、を示してはいない。而も、筆者には、此の場合の王は飽くまで「領主としての王」ではなく「王としての王」——*Staatsoberhaupt* としての王——に外ならず、此の場合のガヴォルは *rent* ではなくして正しく *tax* であると考えられるのである。このことは、斯かる「王への貢租」を供出する所のガヴォルゲルダの占有する一ハイドの土地が、とりもなおさず彼れガヴォルゲルダの所有に係わるものである、彼が、一ハイドの土地の単なる占有者（一保有者）たるに止まらず、小なりとは言え、まさしく斯かる土地の自由なる所有者——彼自身の所有権に於て一ハイドの土地を占有するところの——であることが、ひとたび実証せられるならば、人は之を最早疑い得ぬ事実として認めざるを得ないであろう。

却説、前述の如く、われわれは、イネ王法典第二十三章第三条と同法典第三十二章また『北部イングランド人民

法』第七—八章とを比較・勘考することに依つて、ウエイルズ人のガヴォルゲルダが一ハイドの土地の占有者であつたであろうことを推論した次第であるが、右のウエイルズ人のガヴォルゲルダに關してわれわれが行つた分析から、イネ王法典第六章第三条に言うところのアングロウーサクソンのガヴォルゲルダ亦、少くとも一ハイドの土地の占有者であつたであろうと推論することは、蓋し許されて然るべきであらう。このことは、又、当代のアングロウーサクソン關係の土地権利文書 (charter) に於てハイドの最も普通なる羅甸的表現の一つが *tributarius* (pl. *tributarii*) であり、夫れが嚴密には元來ほかならぬガヴォルゲルダの訳語であると考えられる所からも、決して不条理ならざる推論であると思われる。ところが、まさに斯かる推論こそは、その場合の一ハイドの土地が、いま当代の土地占有形態としては一般的に、かの公共的貢租負担の義務に服せる所の土地としてのフォウクランド *folkland* (OE *folcland*) に外ならなかつたことに、われわれをして想到せしめるのである。

フォウクランドが抑々イングランドへのアングロウーサクソンの移住以來彼等の一般自由民チェオルルの典型的且つ通例的な占有地としてのハイドの集合名詞を表わせること、而して斯かるハイドを占有する所のチェオルルは、自由なる小土地所有 *das kleine freie Grundeigentum*——生産者自身の労働 *die eigene Arbeit* に立脚せるところの——の主体たる農民であつたこと、そのことは而も決して一面當時のアングロウーサクソンの王が多数の一般自由農民の個別所有 *Sondereigentum* に係わるフォウクランドーハイドを全体として「王のフォウクランド」(*Cyninges folcland*) として捕捉していた事実といささかも矛盾・撞着せざること、即ち、初期のアングロウーサクソン國家に於ける王領 (royal demesne) とは、凡そ國王としての当該國王に属する土地であると同時に、彼に彼の個人的能力に於て属する所の土地でもあつたこと、別言すれば當時にあつては „Königsgut“ かの *König* „Staatsländerei“ を表わ

せること、これらの上に就いて、筆者は曩に本誌上に於て具さに之を解明する所があった⁽⁴²⁾。

いま、当面对象とするイネ王法典第六章第三条の解釈に關連する限りで言へば、此の場合のガヴォルゲルダが、まさしく上述の意味に於ける、自由なる小土地所有の主体たる農民——労働する土地所有者 *der arbeitende Grundeigentümer* であつたことは、本条全文を更めて以下の如く把え直してみることに依つて納得せられ得よう。

ウェイルズ人の夫れならざる一般にアングロウ・サクソンのガヴォルゲルダに關説している本条は、その前半「誰かが」ガヴォルゲルダの家にて、或ひはイエブウルの「家」にて⁽⁴³⁾の形で始まり、後半独りイエブウルに就いてのみ云々されていて、そこに明らかに文章表現上統一性が欠如している。従来、此の条文から、諸家は、独立的か從属的かの夫々の性格づけをはなれて言へば、例えば、ヴィノグラードフ・チャドゥウイグ・アテンバラ・チョリフは、ガヴォルゲルダとイエブウルとの両者で全農民層或いはチェオルル層が成立つと考へ、之に対してステンタン・ホワイトログは、ガヴォルゲルダ・イエブウル以外にチェオルル若しくは一部のチェオルルの存在を想定するなど、各人各様の見解が提示されてきている。然しながら、筆者は、抑々当時王の重大関心事であつたところの有らゆる場所に於ける「平和の侵害」(*mundbryce*) に対する罰金 (*wite*) ならびに後述する各人の「家の平和」の侵害に対する補償金 (*bót*) の支払いに就いての規定たる本第六章全体の一環としての本条に於て、もともと、ガヴォルゲルダとイエブウルとは、シイボウムのいわゆる「equivalent」の關係に立つと考へる⁽⁴⁴⁾。即ち、元來農民一般を意味するに過ぎないイエブウルという普通名詞は、此処では、歴史に具體的に、当時のアングロウ・サクソンの、一ハイドの土地を占有する所の、典型的な小土地所有の自由農民 *free peasant proprietor* を表わしており、未だかの第十一世紀の *Rectitudines Singularium Personarum* 《に現われる夫れの如き⁽⁴⁵⁾、中世農奴的性格を帯びる迄に到っていない、と考へるのであ

る（——シイボウムは、筆者とは異なり、ガヴォルゲルダ・イエブウル共に、他人すなわち *landlord* の土地に住むヤアドランド *yardland* すなわちヴァギト *virgate* をその典型的な保有地とする、土地保有者 *tenant* たる農民であると解するのであるが⁽⁵¹⁾）。要之、第七世紀末といったアングロウ・サクソン時代の初期に於ては、ガヴォルゲルダと云いイエブウルと云うも畢竟チェオルルの別称にしか過ぎなかつたのであつて、このことは、夫れ自体は必ずしも初期に属するとは言い難いにせよ、もともと斯かる初期の時代のイネ王法典をその基礎として成立しているかのアルフレド大王の法典が、既述の如くその第三十九章に於て、「若し誰かがチェオルル身分の家にて争闘したるときは、「彼は」六銀志を以て当該チェオルルを補償すべし」と、ガヴォルゲルダ・イエブウル両者をこのたびは単にチェオルル一つを以て代置しているところからも、疑問の余地なく首肯せられ得るであらう。

而して、イネ王法典第六章第三条、アルフレド王法典第三十九章を通じて、そこに一貫して、チェオルルに關し、その家に於ける鬭争者に対して、その家長への六銀シリリングの補償金の支払いが規定せられていることは、今や彼等の非従属・独立的性格に關連して真に注目に値いする。即ち、当時アングロウ・サクソンの社会の基礎を構成せる一般自由民は、王が「王の平和」を主張すると同様に、それぞれまた彼等の「城」としての「家」(*æt*) の「平和」(*mund*) を主張し、之が侵害に対しては補償金を請求する権利を有したのであつて、上記の六銀シリリングと云うのは、まさしく、斯かる自主的、主体としての自由民家族の家長の保護権 (*protection, Schutzrecht*) の侵害——その保護下に在る場所に於て、あるいはその保護下に在る人間に対して、為されるところの不法侵入・流血・殺害その他——に対する補償金——保護権侵害補償金 (*mundbrot*) を表わす以外の何物でもなかつたのである。

- (7) *ceorl* は、初期の法典では、『七王国』中々や特殊なケンント Kent 王国の諸王の法典を除いては、後述のウェシクス王国の法典にのみ見出される。然し、ウェシクスの夫れと同様の性格のチャオルルが、今日初期の法典の違つていな『七王国』中のマーマント Mercia、ノセサントニア Northumbria の両王国に於ても当時一般に存在してゐたといふことは、*同書*に於ても Cf. F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England*, pp. 278-9, note 2.
- (8) Cf. Bosworth, J. & Toller, T. N., *An Anglo-Saxon Dictionary* (Oxford, 1898; rep., 1972), p. 151, s. v. *ceorl*.
- (9) 六八八年を *terminus a quo* とし六九四年を *terminus ante quem* とする。陳述史料 (*Redende Quelle*) の推定成立年代を斯く表わす。以下、このように、当該史料のあとにその推定成立年代を括弧して註記する。なお、叙述史料 (*narrative sources*) また文章・書簡その他の諸記録における若干の陳述も参照せらるべきこと勿論であるが、然し乍ら、当代の社会史・経済史の陳述史料として、法典・土地権利文書 (*charter*) その他の法的陳述史料こそが、飽くまで第一次史料たるべきことを疑はざるを得ない。
- (10) *English Historical Documents*, Vol. I, ed. Dorothy Whitelock (London, 1955), pp. 328, 364, 372.
- (11) *Die Gesetze der Angelsachsen*, hrsg. v. Felix Liebermann (3 Bde., Halle, 1903-16; Unveränderter Neudruck, Aalen, 1960), I, 126-127; *Ancient Laws and Institutes of England*, ed. Benjamin Thorpe (2 vols., London, 1840), I, 152-155; *The Laws of the Earliest English Kings*, ed. F. L. Attenborough (Cambridge, 1922), pp. 98-99; *Eng. Hist. Doc.*, I, 381. 文中の人命金の意味に就ては、後段の記述参照。なお、マルン (*OE marc*) は、その第十一世紀末迄のスカンディナヴィアにおける重量の単位で、一マルクは八オンス。当時イングランドでは銀一オンスは二〇ペンス、いま金と銀との価値の比率を考慮すると、純金八マルク半はほぼ二二〇〇銀シリリングに値すると「但、当時はペンスが一シリリング」 Cf. H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (Cambridge, 1905; reissued, New York, 1963), pp. 12, 13-18, 24f., 44, 47f., 50f.
- (12) Paul Vinogradoff, *The Growth of the Manor*, pp. 240-1.
- (13) Stenton, *op. cit.*, pp. 261-2, note 1.
- (14) Cf. Bosworth & Toller, *An Anglo-Saxon Dictionary*, p. 358, s. v. *gafof*.
- (15) 拙稿「初期マングロ・サクソン国家における王領」『立教経済学研究所』第十八卷第三号、三二—三三頁、参照。

- (19) *Anglo-Saxon Wills*, ed. Dorothy Whitelock (Cambridge, 1930), No III (cf. *ibid.*, pp. 108f.)
- (17) Cf. Bosworth & Toller, *An Anglo-Saxon Dictionary*, p. 377, s. v. *gebur*.
- (81) Vinogradoff, *op. cit.*, pp. 129f.
- (61) Stenton, *op. cit.*, pp. 261f.
- (20) J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England from the English Settlement to 1485* (London, 1937), p. 21.
- (16) Frederic Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (London, 1902), pp. 393f., 434; Chadwick, *op. cit.*, pp. 86f., 102, 118f., 373, 377.
- (22) 筆者は、昔べ、第十一世紀前半 (c.) のインングロウ・サントン時代終末期の重要史料 *Rectitudines Singularum Personarum* に現われる *gebur* のことば『イングロウ・ドメズデーブック (1086)』に現われる *villanus* の先駆きことばのこぼれへの隷屬的な土地保有農民としての性格を回細に分析したことがあつた。拙著『イングロウ・ドメズデーブックの形成』(御茶の水書房、一九五九年) 第四篇、第二節、参照。
- (23) Liebermann, *Die Gesetze der Angelsachsen*, I, 72f.; Thorpe, *Ancient Laws and Institutes of England*, I, 86-89; Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings*, pp. 80f.; *Eng. Hist. Doc.*, I, 379. 以下「キホトメニテ」の「キホトメニテ」は「*chierisc mon*」の誤りである。
- (24) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 92f.; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 106f.; Attenborough, *The Laws*, pp. 38f.; *Eng. Hist. Doc.*, I, 365.
- (25) Seebohm, *op. cit.*, pp. 393f., 434.
- (26) Chadwick, *op. cit.*, pp. 86f., 91f., 102, 119f., 412f.
- (27) H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (London, 1962), pp. 201, 208.
- (28) H. P. R. Finberg, 'Anglo-Saxon England to 1042,' in *The Agrarian History of England and Wales*, Vol I, ii, p. 477.
- (28) Vinogradoff, *op. cit.*, pp. 127f., 238-240.

- (30) Attenborough, *The Laws*, pp. 183f.
- (31) Jolliffe, *op. cit.*, pp. 20f.
- (32) Stenton, *op. cit.*, pp. 260f., note 1; 278-280.
- (33) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 100f.; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 118f.; Attenborough, *The Laws*, pp. 42f.; *Eng. Hist. Doc.*, I, 367.
- (34) 前掲拙著「第三篇」一八六一九〇頁参照。但し、いまウェイルズ人のガヴォルゲルダの場合、アングロウ・サクソンの一般自由民(チェオルル)の人命金がウェシクスにおいては二〇〇銀シリングであった(イネ王法典第七十章参照)のに対し、その人命金は一二〇銀シリングと若干低額である。
- (35) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 102f.; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 122f.; Attenborough, *The Laws*, pp. 46f.; *Eng. Hist. Doc.*, I, 367.
- (36) 前掲拙著「第一篇」第三節(二)「第二篇」第三篇、註(一)および「拙稿」アングロ・サクソンの社会とその封建化」(岩波講座『世界歴史』第七卷【岩波書店】再版、一九七四年)所収)参照。
- (37) Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 431.
- (38) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 460f.; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 186-9; *Eng. Hist. Doc.*, I, 433.
- (39) Maitland, *Domesday Book and Beyond*, p. 239.
- (40) Cf. Attenborough, *The Laws*, p. 183.
- (41) *Cartularium Saxonium*, ed. W. de Birch (3 vols., London, 1885-93), II, No. 496 (p. 100 f.); *Diplomatarium Anglicum Aevi Saxonici*, ed. B. Thorpe (London, 1865), p. 120.; *A Hand-Book to the Land-Charters, and other Saxon Documents*, ed. John Earle (Oxford, 1888), p. 126.
- (42) 前掲拙稿「初期マンングロ・サクソン国家における王領」ならびに拙稿「初期アングロ・サクソン国家における自由民」『立教経済学研究』第十八巻第四号、参照。
- (43) Vinogradoff, *op. cit.*, pp. 129f., 238-240.
- (44) Chadwick, *op. cit.*, pp. 86f.

- (45) Attenborough, *op. cit.*, p. 186.
- (46) Jolliffe, *op. cit.*, p. 21.
- (47) Stenton, *op. cit.*, pp. 260f, note 1; 278-280.
- (48) *Eng. Hist. Doc.*, 1, 365, note 2.
- (49) Cf. Seebohm, *op. cit.*, p. 383.
- (50) 前掲拙著、第四篇、第二節、参照。
- (51) Seebohm, *ibid.*, p. 383.

三 『自由』より『隷属』へ

以上前節に於て、われわれは、アングロウーサクソン時代、そこに土地保有者としての農民、土地所有者としての農民の孰れもが存在したこと、その場合、概して、前者は此の時代の後期に、後者は此の時代の初期に認められること、をあらまし見たのであるが、本節に於ては、抑々前者は後者の没落の結果としてそこに発生を見たものであることを可及的に実証して、此の小稿を結びたい。

アングロウーサクソン時代の初期において夙にその社会に語源的に「パンを与える者」を意味するフラウヴォールド *hlaford* すなわち今日謂う所の Lord の存したことは、かのイネ王法典に此の者に関説する規定が尠からず散見されることに徴して紛れもない所であるが(第三章第二条、第二十一章、第二十七章、第三十九章、第六十七章、第七十章、第七十四章、第七十六章、同第二条)、その場合、かかる領主的存在の対極を表わす、元来「パンを〔授かり〕喰う者」を意味する所のフラウヴェアタ *hlafæta* ⁽³²⁾—dependant がともとも「自由民」であったことが、いま、われ

われに依つて注目せられるのである。すなわち、右法典の第三章第二条には、次のごとくある。

『更に又若し自由民 *frigea* にしてその日 (日曜日) に彼の主人の命なくして働きたるときは、彼は、彼の自由を喪失 (—奴隷の境涯に顛落) すべきなり』⁽⁸³⁾

是れは、抑々日曜日 *Sunnandæg*——安息日に、その奴隷に命じて彼を働かしめたる場合、その主人は当該奴隷を解放し、且つ三〇銀シリングの罰金を王に支払わねばならないと云う、第三章の規定、その場合、当該奴隷が彼の主人に無断で (—自らの意志で) 働いたのであれば、彼は笞刑に処せられることになることと云う、同第一条の規定のあとを承けたもので、本条は、当時フラーヴォルドの支配に服して労働を強制されていた自由民が現に存在していた事実を、瞭らかに物語っているのである。

斯くのごとく彼等と王との間にまさしく領主を介在せしめている、直接的生産者たるところの自由民——自由農民は、アルフレド大王以後のアングロウ・サクソン時代の後期に到つて愈々その数を増大せしめていった。その委細を説くことはいまその所ではないが、⁽⁸⁴⁾そこに、かのフォウクランドの *Antithese* としてのブックランド *bookland* (*OE bocland*)——夫れが更に否定せられて *feodum* となるところの⁽⁸⁵⁾——の出現を見ることがなつたのである。すなわち、在来の「王への貢租」は、爰に「王のフォウクランド」としての王領の、王に依る当初は教会・修道院に対する、次いで第八世紀中葉以降は一般俗人に対する寄進・贈与——ブックランドへの転化とともに、今や聖俗の受贈者の掌中に入ることとなつたのである。

このことは、例えば、第八世紀の中葉、ケント王国の一半に王たりしシイエレド *Sigereð* のロチスタ *Rochester* 司教エアルドウルフ *Eardwulf* 宛の・土地譲渡に関するチャアタ (七六一—七六四) に、シイエレドが、「イスリン

ガム Islingham (Frindsburg, Kent) と呼ばれる二〇ノヘドの土地を」(terram aratrorum. xx. quæ appellatur
 Eslingaham)。「一般に夫れに属する耕地、森林、牧草地、放牧場、沼地並びに流水と共に、又其処より王に給付せ
 られし一切の貢租と共に」(cum universis ad se pertinentibus campis, silvis, pratis, pascuis, paludibus et
 aquis, et cum omni tributo quod regibus inde debatur)。「譲渡することあることに依つて⁽⁵⁶⁾、更に同世紀の末葉、マ
 シア Mercia 王オフナ Offa (r. 757~796) のその従士オスヘルフト Osbert 宛の・土地譲渡に関するチャアタ(七
 八八)に、オファが、「ドゥニンググラント Dunningland と呼ばれる、ケント地方のイイスタウリ Eastry 地区に於
 ける、朕の「正當なる占有」権の存する一ノヘドの土地を」(terram juris mei unius aratri in provincia Cantiae
 in regione Eastregena ubi nominatur Duningcland)。「⁽⁵⁷⁾」(cum omnibus
 ad eam rite pertinentibus)。「耕地、放牧場、牧草地と共に、而して又「代々の」諸王に以前に負ひしすべての貢租
 と共に」(cum campis pascuis pratis et cum omni tributo quod regibus antea debetur)。「譲渡することあること
 に依つて⁽⁵⁸⁾、明証せられる所である(以上、傍点はすべて引用者)。すなわち一般にアングロウ・サクソンの王の「正
 當なる占有権の存する土地」としての——「王のフォウランド」としての王領が聖俗の個人に譲渡せられ、彼等の
 ブクランドに転化せられる場合、それらの土地はもともと「lands as going concerns」として、其処に既に耕地その
 他が厳存し、これらを働かせて農耕・牧畜の生産に直接従事せる所の人間が存在していて、当該王領の聖俗の個人へ
 の譲渡以前、彼等は、その生産物の一部の貢納としての給付義務を、曾てかのチャドゥウィクが考えたように、⁽⁵⁹⁾ま
 以てなんらかの第三者―彼等の Lord たる者に対して負っていたのでは決してなく、まさに直接に王に対して負つて
 いたことを、改めてわれわれに認識せしめるのである。

「始メニ領主アリキ」?

却説、今や王と彼等との間の中間層—聖俗領主の従属民となつたところの「自由農民」は、単に生産物地代としてのガヴォルを負担するに止まらず、領主のためにおなじく現物形態ではあるが夫れ自体直ちに剰余労働を表わすところの賦役 (OE *weorc*) をも荷担するにいたる。斯かる生産物地代と労働地代との二重負担は、既に早くイネ王法典第六十七章にもその端緒が見られたが、今やアングロウーサクソン時代の後期に入つて、アルフレド大王の長子エアドウェアド Eadward (Edward the Elder) (r. 900~925) が父王の死後その遺志に基づき、ウインチスター Winchester の大聖堂教会に、今日のハーストボン—フライアズ Hurstbourne Priors (Hants) の五〇ハイドの地を譲渡せるとき、同時にその近傍のストウク Stoke の一〇ハイドの地を、「アルフレド王の死に給ひし時其の地に在りし繪ての者と共に、また同じくアルフレド王の死に給ひし時ハーストボンに在りし繪ての者と共に」(cum omnibus hominibus qui in illa terra erant quando Ælfred rex obijt. et etiam cum illis omnibus hominibus qui tunc fuerunt at Hisseburna quando Alfred rex obijt) チスルタン Chisleton (Wils.)・スパセルス Sparcellis (Wils.) 両地との交換において、永久に (*in perpetuum*) 譲渡せるところのチャアタ (九〇〇)⁽⁵⁹⁾、その羅甸本文中に挿入せられたるハーストボンのチェオルルたちの諸義務に関する、オウルド—イングリッシュにて書かれたる記述、の裡にその全き姿容を以て現われるのである。

抑々此のチャアタは、始めシイボウムに依つてそのロマニストとしての独自の立場より、前記《*Rectitudines Singularum Personarum*》に現われる夫れにいたる、もと遠く古ローマのプラエフェクトウーラとしてのブリタニアのウイラにその源を發する、イングランドの隷属的農村—マナの、アルフレド大王段階を析出するに恰好な史料として全面的に利用されたのであるが、⁽⁶¹⁾のちメイトランドに依りその史料批判 (Quellenkritik) を通じて此のチャア

タの本性 (Ursprünglichkeit) が疑問視せられ、前記オウルド・イングリシュの記述部分は恐らく後世『ノルマン征服』前夜における後人に依る竄入 (Interpolation) であると考えられた⁽⁶⁵⁾。而してウイノグラードも彼に賛意を表しつつ、シイボウムのごとく此の記述をイングランドのmana発展史上の 'chronological landmark' として役立つしむる能わざることには注意を喚起し、メイトランド同様、恐らく後世のもの、「レクティトゥディネス」と正に同時代の、ほぼ第十一世紀のmanaの慣行を示すものとなした。かくして、爾後、ロバートソン、更には『英国史料集』第二巻の編者たち⁽⁶⁶⁾また、是れを以て「レクティトゥディネス」とほぼ同時代 (後者は一〇五〇年頃成立か?とする) の陳述史料と見たのであるが、一九六四年以来、現代の代表的ロマニスト・フィンバグは、メイトランドの史料批判の跡を具さに検討し、之を逐一論駁して、以てシイボウム解釈の復興を企図している⁽⁶⁶⁾。孰れにしても、われわれが此の記述からいま農奴制の全面的開華、一体的確立といった性急なる一般化に奔らざる限り、是れをアルフレド大王以後の総じて後期アングロウ・サクソン時代の一史料として用いること自体は、なんら妨げないであろう。右の記述とは、次のこときものである。

『此処に記されるのは、農民たち *ceorlas* がハラストボンにおいて果さねばならぬ、諸々の奉仕の義務 *servitia* である。まず第一に、各ハイド毎に *æt hilecan huiuse*、「彼等は」秋分の日、四〇ペンスと、四八ブシエル (原文は教会制定の六ミタン *vi ciricthian*) のエイル (忽布^{ホップ}の入りぬ麦酒) と、三セスタ (—三クオタ?) のパン用小麦と「を納めなければならぬ」。「彼等は」彼等自身の「労働」時間内に三エイカを犁耕し、その三エイカに彼等自身の種穀を以て播種を行い、「やがて收穫の暁には」彼等自身の「労働」時間内に夫れ (作付地の生産物) を納屋に運搬せねばならない。彼等は、三封度の大麥のガウォルを納入し、彼等自身の「労働」時間内にガウォルとしての半エイ

カの牧草地「の草刈をなし」、夫れ(刈り取った牧草)を乾草の山に積み上げねばならない。又ガヴォルとしての荷車四台分の割材(薪)「の納入をなし」、彼等自身の「労働」時間内には是れを山と積み上げて小屋掛けをせねばならない。又同様に彼等自身の「労働」時間内にガヴォルとしての一六ヤードの囲牆づくり「の義務を果さねばならない」。而して復活祭には「彼等は」二匹の仔羊と共に二匹の雌羊を提供せねばならぬ、但しその場合われは若い羊二匹を成羊一匹に「算えることを得よう」。而して彼等は彼等自身の「労働」時間内に「領主の飼育する」羊どもの洗毛を果し、又それら羊どもの毛を刈らねばならない。而して、冬至に一週間、復活祭に一週間、祈願節に一週間と、都合三週間は除いて、彼等は、毎週、命ぜらるるままに働か「なければならぬのである」。

見らるる如く、此の凡そ無味乾燥、簡樸なる記述からも、われわれは、可成りの程度ヴィヴィドに、当時の四季を通じての田園生活の画図を読み取ることが出来るのであるが、まず第一に注目すべきことは、当時チェオルルたちが此処に記録されている如き諸々の義務を果さなければならなかつた此のハラストポンの土地を《*in dominio suo*》に所有せる所の領主は、いま、それらの農民にその生産手段として一定量の土地を占有せしめることへの反対給付として、若干の生産物・貨幣の形態に於けるガヴォルをも納めしめてはいるものの、今や直接生産に係わる所の労働の形態に於けるガヴォルをより多く、収奪している、と云う事実であろう。而も更に注目すべきは、その際、此のハラストポンのチェオルルたちが、かの「レクティトゥディネス」のイェブウルたちとは異なつて、斯くの如き労働地代——領主制的土地所有がよつて以て自己を実現する経済的形態である「封建的」地代範疇のうち其の最も単純なる形態の賦役労働(Labour services, Frondienste)を、いま、年間、三週間は除き、領主に依つて「命ぜられるままに *gest hī man hafe*」——とりもなおさず、無制限に、収奪されると云うこと、是れである⁽⁸⁾。即ち、此のハラストポンの

チェオルルたちの場合、その週賦役(week-work, Wochendienst)——此の一般に中世イングランドの典型的な self-sustaining serf たるヴィレン villanus, villain の基本的なメルクマールをなす封建地代の形態は、少くとも量的に、未だ、「レクティトゥディネス」のイェプウルたちの場合の如く、週二日、——秋季・春季の農繁期は夫々三日と云う風に慣習に依って一つの不変数に固定せられる迄には到っておらず、まさに無制限の賦役(ungemessene Frondienste)として、そこに「領主の恣意」(voluntas domini)が貫徹せられているのである。われわれは、いま、斯かる賦役に於て、まさしく封建的労働地代の初発的形態を見ることを得るであろう。なお、このことと関連して、此のハーストポンの *de facto* のマナの場合、そのチェオルルたちの週賦役は、果して、「レクティトゥディネス」のイェプウルたちの週賦役のように、彼等に分与されている土地とは区別される所の領主の本領とも称すべき土地——彼が全体として《*in dominio suo*》に所有する土地の内その《*in dominio*》に所有している土地部分(*terra in dominio*)に於て、実現されていたであろうか。筆者は、例えば、耕作労働に就いて、いま彼等は、「彼等自身の「労働」時間内に *on hora agere humile* 三エイカを犁耕し、⁽⁶⁹⁾その三エイカに彼等自身の種穀を以て播種を行い、「やがて収穫の暁には」彼等自身の「労働」時間内に夫れ(作付地の生産物)を納屋に運搬」する、と云うのであるから、当時のチェオルルたちの不払強制労働は、なお未だ、領主直営地 (*terra indominicata, demesne, Salland*) に於てなされる所の本来的に領主のための剰余労働と、農民保有地 (*terra villanorum, peasant holding, Bauernbesitz*) に於てなされる所の直接的に彼等自身の生活資料・労働諸条件の再生産のための必要労働とに、時間的にも空間的にも明確に區別され得る両部分としては実存していなかった、と判断せざるを得ないのである。

然らば、斯かるハーストポンのチェオルルたちは、その 'origin' において、何者であったか。彼等は、その 'ori-

gin' において、例えばフィンバグの言うが如き「隷屬的な祖先を有つ保有農」(tenants with servile antecessors) ⁽²⁾であつたであらうか。否、筆者には決してそうは思われない。彼等こそは、抑々もとアングロウ・サクソンにおける「自由な小土地所有」たるハイド的土地所有の主体としての自立的農民であつた、と思われるのである。何となれば、右のストウクのチャアタ中のオウルド・イングリシユの記述部分の冒頭に「各ハイド毎に *est hincan hincise*」と銘記されている所からいま瞭らかなように、彼等は現に、夫々「*ハイド*——*シイボウム*が嘗て曲解したように「ヤードランドでは決してなく——」の土地の保有者たるところの *coloni*——もともとかのローマ帝政末期コロナートウス制下のコロヌスたちも奴隸ではないと云う意味では法的に自由人であつたことを想起せよ!——であるからである。

- (52) 但し、此の名辭は、そのものとしてイネ王法典には現われず、ウエシタス王国興隆以前の「七王国」中の特異なる一国家——ケント王国のエゼルムルフト *Aethelberht* (r. 560~616) 王の法典 (六〇二—六〇三) の第二十五章に現われる。
 Cf. Liebermann, *Die Gesetze*, I, 4; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 8f.; Attenborough, *The Laws*, pp. 6f.; *Eng. Hist. Doc.*, I, 358.
- (53) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 90f.; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 104f.; Attenborough, *The Laws*, pp. 36f.; *Eng. Hist. Doc.*, I, 364.
- (54) 前掲拙著、第一篇、第四節、また前掲拙稿「アングロ・サクソンの社会とその封建化」、参照。
- (55) 前掲拙著、第二篇、ならびに前掲拙稿「初期アングロ・サクソン国家における王領」三〇—三頁、および拙稿「英国封建制の形成と『ノルマン征服』『立教経済学研究』第十五巻第四号、二六一—八頁、参照。
- (56) Birch, *Cartularium Saxonicum*, I, No. 194 (pp. 274f.); Earle, *Land-Charters*, p. 49; *Anglo-Saxon Charters I: Charters of Rochester*, ed. A. Campbell for The British Academy (London, 1973), No. 8 (pp. 9-11). 本文中括弧内

註記の推定成立年代は、最近刊の最後のものに拠る。

(15) Birch, *ibid.*, I, No. 254 (pp. 353f.).

(16) Chadwick, *op. cit.*, p. 102.

(17) 『若し誰かがキャヌーランツ *gyrd land* (＝ヴァアキト) あるひは夫れ以上大いなる「土地」に関し協定地代 *reddegafol* を以て契約を結び、而して「そき」耕すとせんか、若しその主人にして「従前の契約期間満了に際し」彼に対してその土地に關し地代 *gafol* 以外に賦役 *weorc* を取り立てんとするときは、彼(小作人)は、彼(主人)が彼に「土地と共に」住居を「そ」
与へたる限り、夫れ(主人)の提示する条件を受け容るるに及はず。但「その場合は彼は」その作物(若しは土地) *acer*
を失はざらん』——Liebermann, *Die Gesetze*, I, 118f.; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 146f.; Attenborough, *The Laws*, pp.
55f.; *Eng. Hist. Doc.*, I, 371. 右のテラヌストの解釈に就ては、前掲拙稿「マンングローサクソンの社会とその封建化」
四〇―一二頁参照。

(18) Birch, *Cartularium Saxonicum*, II, No. 594 (pp. 240-242); Earle, *Land - Charters*, pp. 350-352; *Anglo-Saxon Charters*, ed. A. J. Robertson (Cambridge, 1936; 2nd ed., 1956), No. CX (pp. 206f.); *English Historical Documents*, Vol. II, ed. D. C. Douglas & G. W. Greenaway (London, 1953), pp. 816. なお、ノットスヘン・ストーンの画地は、
もと「アルフレド大王時代」王の「マンツ」であったことが、これらキマンチスタ大聖堂教会へ遺贈するのを指示した
アルフレドの遺言状から知られる。 Cf. Birch, *Cartularium Saxonicum*, II, No. 553-555 (pp. 176-189); Earle, *Land-
Charters*, pp. 144-149; *Select English Historical Documents of the Ninth and Tenth Centuries*, ed. F. E. Harmer
(Cambridge, 1914), No. XI (esp. pp. 17, 51); *Eng. Hist. Doc.*, I, 493. 上の場合の王の「マンツ」は、先述の「王の
キウランツ」としての主領とは飽く迄その歴史的 성격において截然区別されなければならぬ。この点の認識は重要であ
る。詳細は、前掲拙稿「初期マンングローサクソンの国家における主領」四四―五七頁に就いて見られたい。

(19) Seebohm, *The English Village Community*, pp. 160-4.

(20) Maitland, *Domesday Book and Beyond*, pp. 330-2.

(21) Vinogradoff, *The Growth of the Manor*, pp. 231, 285f.

(22) Robertson, *Anglo-Saxon Charters*, p. 450.

「始メニ領主アリキ」?

- (15) *Eng. Hist. Doc.*, II, 816.
- (16) H. P. R. Finberg, 'The Churls of the Hurstbourne,' in *Lucerna, Studies of Some Problems in the Early History of England* (London, 1964), especially pp. 136-143.
- (17) 以下「レンティトマディネス」への言及に関しては、すべて前掲拙著、第四篇、特にその二二二—二二七頁、を参照せられたい。
- (18) ステンタンは、テクストの此の箇所を全然誤読してゐる。 Cf. Stenton, *Anglo-Saxon England* (3rd edition, 1971), p. 476.
- (19) ステンタンは、此処の三エイカを、当然のことのように、'the lord's land' の三エイカと解してゐるが、その如何なる意味での「領主の土地」であるのか、彼はその後、'the lord's demesne' について語っており、或いは後述の「領主直管地」の意味で「領主の土地」と言っているのかとも受け取れるが、若し然りとすればしかく解することの根拠、等について一切之を説明してゐない。 Cf. *ibid.*, p. 476.
- (20) Finberg, 'Anglo-Saxon England to 1042,' p. 448.
- (21) Seebohm, *op. cit.*, p. 162.